

# 社会医療法人将道会

## 総合南東北病院

### 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業運営規程

#### （事業の目的）

第1条 社会医療法人将道会が開設する総合南東北病院が行う（以下「事業所」という）において実施する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し指定（介護予防）訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。

#### （運営方針）

第2条 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図る。

指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、感染の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 （介護予防）訪問リハビリテーションを提供するにあつては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。
- 7 （介護予防）訪問リハビリテーションを提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 社会医療法人将道会 総合南東北病院

（2）所在地 宮城県岩沼市里の杜1丁目2番5号

#### （従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者（医師）1名（総合南東北病院院長が兼務）

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）訪問リハビリテーションの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士1名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

また、利用者及び家庭の処遇上の相談を行うほか、市町村、その他関連施設・事業所との連携等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、及び年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練

(2) 日常生活動作の訓練

(3) 福祉用具の導入や住宅改修のアドバイス

(4) 認知・精神機能や高次脳機能に対する訓練

(5) 家族への支援など

2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載したリハビリテーション計画書を作成する。また、(介護予防)訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

3 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

4 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載するとともに医師に報告する。

5 事業所は、リハビリテーション会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの利用料等)

第7条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるものとする。

2 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意を得るものとする。

3 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業の実施地域を超えた1Kmにつき 11円(消費税込み)

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、岩沼市、名取市、柴田町、亘理町、及び事業所が提供可能と判断した地域。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる

ものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応の方法）

- 第10条 従業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
  - 4 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第11条 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 虐待等が発生した場合に対し、責任者を選任し相談・報告体制を整える。
  - (5) 必要に応じ、成年後見制度利用などの支援を行う。
  - (6) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等適正化推進のための措置）

- 第14条 事業所は、（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を

制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行わない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ハラスメント防止のための措置）

第15条 事業所は、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講じるものとする。

- （1）ハラスメント防止のための指針を整備する。
- （2）担当職員に対し、ハラスメント防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施する。
- （3）ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応する。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第17条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
  - （2）継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。
    - （1）訪問リハビリテーション計画については、計画の完了の日
    - （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
    - （3）利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
    - （4）苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日
    - （5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般財団法人脳神経疾患研究所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（掲 示）

第19条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができるものとする。
- 3 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第20条 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者またはその職員に対し、利用者対して指定(介護予防)訪問リハビリテーションを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(電磁的記録等)

第21条 事業所及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、副本その他文字、図形等、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行う事が規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁器的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う事ができるものとする。

2 事業所及び担当職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子方法、磁器的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法)による事ができるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

平成23年12月1日

平成30年 9月1日

令和元年10月1日

令和 2年 9月1日

令和 3年 4月1日

令和 4年 4月1日

令和 5年12月1日

令和 6年 6月1日